

令和6年第2回広島市農業委員会総会議事録

1. 日 時 令和6年2月5日(月) 開会 午後1時30分
閉会 午後2時30分

2. 場 所 東区役所3階 第4・5会議室

3. 委員定数 19名

4. 出席委員 18名

1	福島 幸治	2	鍛冶山 正照	3	己斐 潔
4	山本 香織	5	溝口 憲幸	6	上垣内 保之
7	浅元 恒夫	8	岩重 隆弘(欠席)	9	下谷 邦代
10	佐藤 和夫	11	高島 辰也	12	沼田 聖
13	谷口 憲	14	船木 良江	15	河野 芳徳
16	山縣 由明	17	吉田 米治	18	奥田 一成
19	児玉 一成				

5. 欠席委員

8番 岩重 隆弘

6. 議事録署名者

5番 溝口 憲幸 6番 上垣内 保之

7. 職務のため出席した事務局職員

事務局長 大畦 裕之 事務局次長 小路 和典
主幹(事)主任 平木 周二 主 事 山崎 智晴
主任技師 小林 孝次

8. 総会議事日程

・農地に係る審議事項

- (1) 農地法第3条の規定による許可申請について
- (2) 農地法第4条の規定による許可申請について
- (3) 農地法第5条の規定による許可申請について
- (4) 農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について
- (5) 農業経営改善計画の認定に係る意見聴取について
- (6) 青年等就農計画の認定に係る意見聴取について

・農地に係る報告事項

- (1) 農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (2) 農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出の専決処理について
- (3) 非農地証明申請の専決処理について
- (4) 農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出の専決処理について
- (5) 農地転用届出撤回の専決処理について
- (6) 相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認について
- (7) 農地法第5条の規定による許可申請（公売に伴うもの）の専決処理について

・その他

- (1) 令和6年度中山間地域好循環創出支援事業（農林水産業ビジネス型）について
- (2) 市民農園・体験農園・市民菜園の利用者募集について
- (3) 令和6年度農業委員会総会等開催予定について
- (4) 令和6年度の現地調査日程について
- (5) 令和5年度第6回地区協議会開催日程（案）について
- (6) 令和6年2月の現地調査日程について
- (7) 農業委員会系統組織による「能登半島地震義援金」の募集について

議 事

議 長（福島会長）

それでは、令和6年第2回広島市農業委員会総会を開会します。

本日、農業経営改善計画及び青年等就農計画の審議案件がありますので、関係する推進委員にご出席いただいています。安佐南区安古市地区、佐東地区、武内推進委員、安佐北区白木地区、佐々木推進委員、安佐北区白木地区、正木推進委員、よろしくお願いたします。

本日の欠席者は8番、岩重委員です。出席者が過半数に達しており総会は成立します。

まず、議事録署名者を指名します。5番、溝口委員、6番、上垣内委員よろしくお願いたします。

それでは、審議に入ります。議案第1号、農地法第3条の規定による許可申請について10件を上程します。それでは、事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第1号、耕作目的の農地の売買等に関する農地法第3条の許可申請の10件について説明します。議案の3ページから5ページをご覧ください。

1番、8番及び10番は、経営規模拡大のため申請地を取得するものです。

2番は、譲受人の父が賃借していた申請地を譲受人が譲り受けて、引き続き耕作するものです。

3番は、申請地の隣に住む譲受人が、不在地主から農地を譲り受けて新規就農するものです。ハクサイ、ダイコン、サツマイモ、ネギを作付けする旨の営農計画書が添付されています。

4番は、譲受人が申請地を取得し、新規に就農するものです。ウメ、レモン、イチジク、スモモを栽培する旨の営農計画が添付されています。

5番、6番は、相続時に兄弟で分けていた農地を、申請地近くに住む譲受人へ譲り渡すものです。

7番は、譲受人が申請地を譲り受けて新規就農するものです。キュウリを栽培する旨の営農計画書が添付されています。

9番は、譲受人が申請地を譲り受けて新規就農するものです。サツマイモ、キュウリ、キャベツ、豆類、ジャガイモ、タマネギ等を栽培する旨の営農計画書が添付されています。

申請地は、農地法第3条第2項に規定する不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま。これらの案件は、総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第1号の10件の説明を終わります。

議 長

議案第1号について、担当委員の意見を伺います。1番、山本委員。

山本委員

4番、山本です。1月16日に事務局の方と現地を確認しました。鍛冶山委員は後日調査されました。譲受人は、申請地の隣地を所有しており、今回は規模拡大のため申請地を取得するものです。現地は保全管理中で、柿を栽培されるとのことです。特に問題はないと思います。

議 長

2番、浅元委員。

浅元委員

7番、浅元です。2番の農地について、1月18日に事務局職員2名及び上垣内委員とともに現地調査を行いました。譲渡人は、高齢に伴い体調不良になってきたので、申請地を売却し、譲受人は、規模拡大のためにこれを譲り受け、水稻を栽培しようとするものです。申請地は適正に管理されており、本件許可申請は特に問題ありません。

議 長

3番、4番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。3番、4番は、令和6年1月17日に、私と岩重委員、事務局職員2名とで現地調査を行いました。3番の申請地は、譲受人の住居に接しており、申請地を取得し新規に農業を始めようとするものです。ハクサイ、ダイコン、サツマイモ等栽培予定となっております。譲渡人は、地区外に居住されており、高齢でもあり、農地の管理が出来ないことから譲ることにされたということです。面積はわずかですが、耕作放棄地解消になると思います。

4番の譲渡人は、譲受人の兄にあたり、現在大阪に住んでおり管理が出来ないことから、相続で取得した申請地を無償で譲る案件です。譲受人は、安芸郡〇〇に住んでいますが、申請地近くに農地を借り、野菜を作っています。申請地は里道が狭く山際にありますが、雑草の管理はされていきました。所有権移転後は、ウメ、イチジク等果樹を植える予定となっております。

3番、4番ともに問題はありません。

議 長

5番、6番、高島委員。

高島委員

11番の高島です。1月17日に5番、6番について、事務局職員と現地調査を行いました。沼田委員につきましては、翌日18日に調査いただいております。5番、6番の譲受人は、持分を持ちながら、耕作をされていたご夫婦で

すが、譲渡人が高齢を理由に今後耕作出来ないということで、持分を譲り渡し、弟さん夫妻が引き続き耕作されるというものです。進入路も十分確保されています。また、周りは宅地化された住宅街となっていますが、全く問題ないものと思います。

議 長

7番、8番、河野委員。

河野委員

15番の河野です。7番、8番は1月16日に山縣委員、事務局職員と現地を調査しました。

7番は、先ほど事務局から説明がありましたように、新規就農者でキュウリを植えられるようですが、現況は葉物野菜と根菜が植えてありました。きちんと整理されていました。

8番の現況は野菜と果樹が植えてあり、非常に整理もされており、問題はないと思います。

議 長

9番、吉田委員。

吉田委員

17番の吉田です。9番は、先月1月18日事務局2名と奥田委員にて現地調査を行いました。譲渡人は、町外にお住まいであり、譲受人は、親子で新規就農し直売所向けに野菜生産を目指す方で異議ありません。

議 長

10番、奥田委員。

奥田委員

18番、奥田です。1月18日に事務局の方と現地調査に行ってきました。児玉委員は後日調査に行かれました。現地は農地として適正に管理されており、問題ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、10件を許可することに決定します。

続きまして、議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第2号、所有者自らによる転用に関する農地法第4条の許可申請の1件について説明します。議案の6ページをご覧ください。

1番は、農地改良を目的とした一時転用事案です。盛土により隣接地に建設予定の住宅の敷地と同じ高さにあわせることで耕作の利便性を向上させて、工事完了後は畑として利用しようとするものです。なお、住宅部分は、7ページ議案第3号議案番号2番で5条許可申請されています。

一時転用期間は令和6年3月10日から令和6年4月30日までとなっています。本案件は、農用地区域内の農地であり、その許可方針は原則として許可しないとなっていますが、審査基準により、「仮設工作物の設置その他の一時的な利用に供するために行うものであって、当該利用の目的を達成する上で当該農地を供することが必要であると認められる」に該当し、不許可の例外に該当するものと思われます。

これらの案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第2号の説明を終わります。

議 長

議案第2号について、担当委員のご意見をお伺いします。1番、己斐委員。

己斐委員

3番、己斐です。農振除外の案件で令和5年9月20日水曜日に、私と事務局職員2名とで現地調査を行っておりますが、4条許可申請の案件で先月1月17日水曜日に再度調査を行っております。これは、活力生の申請人が、この度申請地の隣接地に建設予定の住宅敷地と申請地の地盤面を同じ高さにあわせるものです。現地は旧県道ですが、道路に面しており、1m50cmくらい道路から下がっており、そこを嵩上げる予定の、農地改良による一時転用事案で、造成後は畑として耕作する予定となっています。問題はないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございませんか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を許可することに決定いたします。

続きまして、議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、5件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第3号、転用を目的とする農地の売買等に関する農地法第5条の規定による許可申請の5件について、説明いたします。議案の7ページをご覧ください。

1番は、雑種地への転用事案で、さく井工事業等を営む譲受人が、申請地を譲り受け、駐車場、資機材置場及び作業員休憩所として利用しようとするものです。

2番は、宅地への転用事案で、申請地を譲り受け、住宅及び駐車場として利用しようとするものです。

3番は、公衆用道路への転用事案で、申請地を譲り受け、自宅進入路拡張のために里道を拡幅しようとするものです。

4番は、雑種地への転用事案で、自動車及び自動二輪車の販売、整備等を営む譲受人が、申請地を譲り受け、駐車場及び資材置場として利用するものです。

5番は、雑種地への転用事案で、申請地を譲り受け、太陽光発電設備を設置しようとするものです。申請地は当初、〇〇株式会社が同目的で令和3年6月8日に農地法第5条許可を受け、所有権移転登記は完了したものの、資材高騰の影響による人員確保及び部材調達が難しくなったため、履行延期承認を受け工期を令和6年1月15日まで延長していましたが、期限到来までに工事の見通しが立たなかったため、工事未着手のまま本件譲受人に事業譲渡する事業計画変更承認申請と共に申請のあったものです。

申請地は、農業公共投資の対象となっていない小集団の農地で、第2種農地であり、転用許可できない区域に立地する農地ではなく、また、転用の確実性があり、被害防除措置も妥当と認められることから、農地法第5条第2項の不許可の要件のいずれにも該当しないものと思われま。

4番の案件は、申請地が既に転用目的の用に供されているため、広島市農業委員会の違反転用に係る事務処理要領に基づき、追認許可しようとするもので、申請書には始末書を添付させています。

1番、2番を除く3件の案件は、本総会で承認されますと、農業委員会の会長名で許可することとなります。

1番、2番の案件は、農振農用地でありましたが、農業振興地域の整備に関

する法律に基づく第11条公告が令和6年1月10日付けでされており、農振法の第12条公告により、農用地区域から除外されたことを確認したうえで農業委員会の会長名で許可することとなります。以上で議案第3号の説明を終わります。

議 長

議案第3号について、事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。1番、浅元委員。

浅元委員

7番、浅元です。1番は農振除外の案件として、昨年9月21日に事務局職員2名及び上垣内委員とともに現地調査を行いました。譲渡人は、地区外に居住しており、耕作が困難となり、現在は休耕地となっています。譲受人は、地区外でさく井工事を業務とする会社で、年々営業エリアが拡大し、車両や資機材置場が狭くなり、3年以上前から駐車場、資機材置場、休憩所としての適地を探していたところ、やっとこの土地に辿り着いたというものです。本件申請については、周辺地区への影響や農業振興上、特に問題はないと思います。

議 長

2番、己斐委員。

己斐委員

3番の己斐です。2番は農振除外の案件で、令和5年9月20日に私と事務局職員2名で現地調査を行っておりますが、5条許可申請に際し、令和6年1月17日に再度現地の調査を行っております。この案件は、先ほどの議案第2号農地法第4条1番の許可申請との関連案件で、造成して住宅と車庫を建設するものです。土地の形状を変更する計画ですが、近隣の耕作への影響はなく、異議はありません。

議 長

3番、4番、佐藤委員。

佐藤委員

10番、佐藤です。3番、4番の案件について、1月17日に事務局職員2名と現地を確認しました。転用理由は議案に記載のとおりで、周りの農地へも影響がないので問題はないと思います。

議 長

5番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。5番について説明します。この件については、1月16日に私と河野委員及び事務局職員2名で現地調査しました。申請地は休耕となっています。譲渡人が太陽光発電設備を設置するため申請地を取得しましたが、会社の都合で設置困難となり、譲受人が太陽光発電を設置するため、所有権移転するものです。周辺農地等に被害はないと思われるため、問題ありません。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、許可相当と認めることに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1番、2番を除く3件を許可することに決定します。

1番、2番は、農業振興地域の整備に関する法律第12条の公告により、農用地区域から除外されたことを確認したのちに農業委員会会長名で許可することといたします。

続きまして、議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請について、1件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第4号、農地法第5条の規定による許可条件の事業計画変更承認申請1件について説明します。それでは、議案の8ページをご覧ください。

本件は、広島国道事務所発注の安芸バイパス建設工事のため、平成28年12月6日から法人Aが現場事務所及び資材置場用地として一時転用を開始し、法人B、法人C、法人D、法人Eが承継し、資材及び残土・表土の仮置場用地として一時転用していますが、追加工事に伴い、前回延長した終期の令和6年4月15日から同年5月15日まで再延長する事業計画変更承認を受けようとするものです。以上で議案第4号の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。1番、山縣委員。

山縣委員

16番、山縣です。1番について説明します。この件については、1月16日に私と河野委員及び事務局職員2名で現地調査しました。申請地は安芸バイパス建設工事のため、当初、法人Aが一時転用許可を受け賃借していた現場事務所及び資材置場用地を法人B、法人C、法人D、法人Eが承継し、資材置場及び残土、表土の仮置場用地として転用していましたが、追加工事に伴い、前回延長した終期の令和6年4月15日から令和6年5月15日まで再延長するものです。周辺農地等に被害が生じないと思われるので問題ありません。

議長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議長

意見がないようですが、承認することに異議はございますか。

(委員：異議なし)

議長

異議がないので、1件を承認することに決定します。

続きまして、議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取についてですが、議案番号の4番は〇〇委員に関する案件です。農業委員会等に関する法律第31条に、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくはその配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」という旨の規定がありますので、はじめに議案番号4番を除く6件を上程します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取のうち議案番号4番を除く6件について説明します。令和6年1月16日付けで、広島市長より農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、農林水産省経営局長通知による「農業経営基盤強化促進法の基本要綱」に基づき、「市町村は、農業者等専門的な知識を有する者から意見を聴取することができる。」とされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、3点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれること。第3点が、農用地の効率的、総合的な利用を図る内容となっていることとなっています。

それでは、議案の9ページと10ページをご覧ください。農業経営改善計画の概要は、議案に記載しているとおりで、申請の詳細については11ページから51ページをご覧ください。

1番の申請者は、現在、エダマメ、広島菜、ハウレンソウ等の生産を行っています。今後は、高収益が見込めるエダマメ、ミニ広島菜や単価の安定している広島菜を中心に作付を行い、売上増加を図ります。堆肥の施用など土づくりを重視し、適宜土壌消毒を行うことで単収を安定させます。また、ミニ広島菜の作付及び昨今の異常気象への対応としてビニールハウス5棟、800㎡を増設することにより、年間労働時間3,600時間、年間所得509万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

2番の申請者は、現在、広島菜とエダマメを中心に生産を行っています。今後は、葉物野菜の価格低下が続いていることを踏まえ、シュンギク、ハウレンソウなどの作付面積を減らし、周年栽培が可能で高収益が見込めるミニ広島菜にシフトすることで売上増加を図ります。また、ミニ広島菜のブランド化、高収益化を進めて経営の安定化を図ることにより、年間労働時間2,000時間、年間所得508万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

3番の申請者は、現在、キュウリ及び葉物野菜等の生産を行っています。今後は、施設栽培を拡大し、朝採りキュウリや葉物野菜の契約出荷など、高単価で取引される作物の出荷量を増やすことで売上増加を図ります。また、単価が比較的安定しているJA全農直販など出荷先の拡大に努めます。コンテナの利用と自己搬入の出荷とすることで、出荷資材、運賃等の経費削減を図ることにより、年間労働時間1,950時間、年間所得504万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

5番の申請者は、現在、シュンギク、ハウレンソウ、ミズナの施設栽培を行っています。今後は、引き続き高温対策を行うとともに、鶏ふん堆肥や有機質肥料など化学肥料に頼らない施肥を行い、単収増加を図ります。また、中筋野菜生産出荷組合を通じて得た情報を参考とし、耐暑性や作業性に優れた品種の導入で生産量を増加させることにより、年間労働時間2,000時間、年間所得500万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

6番の申請者は、現在、ハウレンソウ、シュンギクなど葉物野菜の生産を行っています。今後は、高温に強い品種の導入により夏場の作付面積を増やすとともに、ほ場の回転数を上げることで、生産量の増加を図ります。また、適切な防除と定期的な土壌消毒を徹底し、病害虫や雑草を減らすことで単収増加を図ることにより、年間労働時間1,680時間、年間所得504万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

7番の申請者は、現在、シュンギク、ハウレンソウ、ミズナの施設栽培を行っています。今後は、既存ハウスの改修、客土等を実施することで、さらなる生産条件の向上を進めます。種苗会社等の品種情報を参考とし、優良品種の導入を行います。また、土壌分析結果をもとに適切な施肥設計を行うことで、過剰な施肥を抑え、資材購入費用の削減を図ることにより、年間労働時間1,6

00時間、年間所得638万円を目指す計画を立て、申請をするものです。

以上で議案第5号のうち議案番号4番を除く6件の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。
1番、2番、3番、5番、6番、武内推進委員。

武内推進委員

安佐南区安古市、佐東地区を担当しております、農地利用最適化推進委員の武内です。本日はよろしくお願ひします。

1番の申請者についてです。2月1日に溝口農業委員とともに申請者宅を訪問しお話を伺いました。息子さんは就農して10年、お父さんは就農されて7年になります。夏は枝豆、冬はホウレンソウ、広島菜を栽培し、広島菜はJAへ出荷されています。夏場の枝豆の防除は朝行いたい時もありますが、住宅街の中では動力噴霧器の騒音が気になっていたということですが、今回広島市省エネ機器導入支援事業を利用して、バッテリー式の動力噴霧器を購入し、音が静かでこれからそのような懸念がなくなるのではないかと期待しているとおっしゃっていました。今後は、ビニールハウスを増設し、広島菜の出荷量を増やしたり、夏にキュウリにチャレンジしてみたいということでした。この農業経営改善計画の認定は問題ありません。

2番の申請者についてです。2月1日にお話しを伺いました。申請者は就農して15年、息子さんは就農して5年となり、お二人が柱となって経営をされています。これまでも、広島菜を中心に、枝豆、ホウレンソウ、シュンギクを栽培してこられました。今後は、ホウレンソウ、シュンギクの価格低下を鑑み、それらをミニ広島菜へと転換を図っていきたいということでした。ミニ広島菜はビニールハウスで年間10回転が可能ということで、延べ作付面積の拡大を図っていきたいということでした。また、1反強の農地を生産緑地に指定されており、持続的な農業を目指していらっしゃいます。この農業経営改善計画の認定も問題ありません。

次に3番の申請者についてです。2月1日に溝口委員とお伺いし、お話を伺いました。申請者は60歳の定年後、本格的に農業を始められ20年になります。息子さんも就農して14年になられます。申請者は、「小学生の頃から学校や仕事をしながらよく農業の手伝いをしたものだ」と話されていました。夏場のキュウリ、冬場の広島菜を中心に栽培され、出荷先はこれまでは市場がメインでしたが、近年JAへも出荷するようになったということ。家族の高齢化に伴い、重量野菜である広島菜の作付を減らし、施設の導入を図り、軟弱野菜の作付を増やしていきたいということでした。また、キュウリの品種改良により、防除の回数が減らせたことも、重労働の軽減に一役買っているということでした。また、生産緑地に認定されており、持続的な農業を目指されています。この農業経営改善計画の認定も問題ありません。

次に5番の申請者についてです。2月3日午前福島会長とともに申請者のお宅にお伺いし、お話を伺いました。申請者は就農されて28年目になるベテランの農家さんです。出荷組合の皆さんとともに、〇〇に全量出荷されています。出荷品目は、シュンギク、ハウレンソウ、ミズナであり、全てビニールハウスで栽培されています。以前は、コカブもよく栽培されていたということですが、年とともに重量野菜の栽培も減ってきたということです。現在は、宅地化に伴う日照不足や猛暑、雑草の繁殖が課題ですが、堆肥による土づくりをして、それらに負けない作物を作っていきたいということでした。出荷組合の皆さんと力を合わせて頑張っていきたいということでした。この農業経営改善計画の更新は問題ありません。

6番の申請者についてです。2月2日の金曜日に申請者のお宅を訪問し、お話をお伺いしました。申請者は就農されて40年、息子さんも就農して13年になります。ハウレンソウ、シュンギクを中心に葉物野菜を全量市場出荷されています。土壌消毒の作業が重労働で大変だと感じていらっしゃいますが、野菜の栽培には欠かせないものと考えているので、今後も徹底していきたいということでした。今後は息子さんが就農以来向上しているほ場の回転数を、さらに向上させることにより、収益向上を図りたいとのことでした。この農業経営改善計画の更新は問題ありません。

議 長

1番から3番について、溝口委員からも意見があればお願いします。

溝口委員

5番、溝口です。お三方とも大変真面目で息子さんは全員JAユース〇〇支部農青連に入っており、活躍されておられますので、問題ないと思います。

議 長

5番、6番については、私の担当です。先ほど武内推進委員が言われたように、別に問題ないと思います。ただ、5番の申請者は、まだ後継者がおられないということで、今のところそれが心配です。武内推進委員が言われたように6番の申請者は後継者がおられます。よろしくお願いします。

議 長

7番、佐々木推進委員。

佐々木推進委員

安佐北区白木地区を担当しております、農地利用最適化推進委員の佐々木です。本日はよろしく申し上げます。

7番の申請者についてです。1月26日に岩重農業委員とともに〇〇農園を訪問し、お話を伺いました。昭和57年4月5日に申請者の父が就農し41年

になります。令和6年より父親から申請者に経営を任せられました。申請者は父親の指導のもと約13年間一緒に仕事をしておられます。出荷先はJA広島市です。近況や今後の意気込み等抱えている課題や対処方法は、生産方式合理化のため、機械を取得しておられます。また、現在の集荷場が狭くなってきたので新しく集荷場を作ろうと思うということでした。規模拡大については、今は考えていないとのこと。新しく取り組んできたこととして、土壌分析結果を基に適正な施肥設計を行うことで過剰な施肥を控え、資材購入費等の削減を図るということです。年間労働時間1600時間、年間所得638万円を目指す計画です。また、現在のハウスが古いため、1棟ずつ建て直していきたいという思いがあります。地元としましても応援をしており、今後も応援していきたいと思っています。この農業経営改善計画の新規の認定につきましては、問題はありません。

議 長

岩重委員は本日欠席です。意見は事務局に伝えているとのことですので、説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

代読します。8番の岩重です。現地調査の内容については、佐々木推進委員の説明のとおりです。申請者は新規での認定農業者になるわけですが、親元で就農して13年になられます。これからは、農業での集まりに積極的に参加をしていきたいと、とても前向きな話をされました。地域としても申請人を応援しており、この申請は問題ないと思います。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

（委員：意見なし）

議 長

意見がないようですが、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

（委員：異議なし）

議 長

異議がないので、議案番号4番を除く6件を意見なしと市長に回答することに決定します。

続いて、議案第5号、議案番号4番の案件に入ります。〇〇委員は退席をお願いします。

(〇〇委員 退席)

議 長

それでは、議案番号4番について事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第5号、農業経営改善計画の認定に係る意見聴取の議案番号4番について説明します。

4番の申請者は、現在、キュウリ及び広島菜を中心に施設栽培を行っています。今後は、秋作の広島菜の一部を単価の高いキュウリの作付に変更するとともに、安佐南区技術部会が推奨する優良品種の導入により売上増加を図ります。また、市場出荷分のキュウリを契約出荷とし、単価アップに伴う売上増加を図ることにより、年間労働時間1,900時間、年間所得504万円を目指す計画を立て、申請をするものです。以上で議案番号4番の説明を終わります。

議 長

事務局の説明が終わりましたので、担当委員のご意見をお伺いします。

4番、武内推進委員。

武内推進委員

4番の申請者についてです。農業委員でもある申請者は、就農して25年のベテラン農家で、現在キュウリ、広島菜を中心に栽培をされています。早朝収穫したキュウリを朝のうちに出荷してしまう、いわゆる「朝もぎキュウリ」も25年間続けられています。昨今の資材高騰に苦慮しておられますが、単価の良いキュウリの作付、出荷の増加を図り、また、全農出荷などにより契約出荷を行うことで収益の増加、安定を目指すということでした。また、最近娘さんが頻繁に手伝ってくれることが励みになっているということでした。申請者は、地元農家の中心的な存在として活躍されており、この農業経営改善計画の更新には問題ありません。

議 長

4番は私の担当なので私からですが、申請者は地域で非常に頑張っておられますので問題はないと思います。

議 長

それでは、その他のご意見等ございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、議案番号4番を意見なしと市長に回答することに決定します。〇〇委員の着席をお願いします。

(〇〇委員 着席)

議 長

〇〇委員、議案番号4番を意見なしと市長に回答することに決定しましたことをご報告いたします。

続きまして、議案第6号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について1件を上程します。事務局に説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

議案第6号、青年等就農計画の認定に係る意見聴取について、説明いたします。令和6年1月17日付けで、広島市長から、農業経営基盤強化促進法に基づく青年等就農計画の認定審査にあたり、意見聴取の依頼がありました。この計画認定にあたっては、広島市青年等就農計画認定要領に基づき、関係機関への意見聴取により審査を行うものとされており、農業委員会の意見を求めてきたものです。

認定を受けるための要件は、2点あります。第1点が、農業経営基盤強化促進法に基づき、市が策定した基本構想の経営指標に照らして適切であること。第2点が、目標を達成することが確実であると見込まれることとなっています。それでは、議案の52ページをご覧ください。青年等就農計画の概要は、議案に記載しているとおりです。申請の詳細については、53ページから68ページをご覧ください。

1番の申請者は、当面はコマツナの安定した生産出荷を目指し、土壌改良資材の投入による土づくりを行うなど、栽培技術の向上に努めます。経営安定後は、経営状況や市場動向の把握を継続して行い、将来的にシュンギク等の新規品目の導入を図ります。また、市場出荷のほか、直売所や契約栽培などの販路拡大を図ることにより、年間労働時間2,000時間、年間所得250万3千円を目指す就農計画を立て、認定を受けようとするものです。以上で議案第6号の説明を終わります。

議 長

議案第6号について事務局の説明が終わりましたので、担当の推進委員のご意見をお伺いします。1番、正木推進委員。

正木推進委員

安佐北区白木町井原、下井原を担当しています。推進委員の正木です。本日はよろしくお願ひします。

青年等就農計画認定申請に基づく現況調査を岩重委員と広島市農林水産振興センターで研修中の申請者を訪問し、お話を伺いました。就農地は、安佐北区白木地区で現在は機材搬入工事中でした。施設としては、85.9a、ビニールハウス10棟で主にコマツナを栽培し、安定生産、安定出荷出来るように頑張るとのことです。農業指導機関との情報交換による栽培技術の向上や土壌改良資材投入による土づくりを行い、年間労働時間2,000時間、年間所得250万を目指します。就農時期としては令和6年12月1日の予定です。中央市場以外の直売所への出荷や契約栽培等、販路拡大を図るそうです。研修中に各農園で非常に良い体験をしましたとのこと。地元としても申請者を、今後とも応援していきたいと思ひます。この青年等就農計画の新規認定について問題ありません。

議 長

担当農業委員の岩重委員は本日欠席です。意見は事務局に伝えているとのことですので、説明お願ひします。

事務局（山崎主事）

代読します。8番の岩重です。現地調査の内容については正木推進委員の説明のとおりです。申請者と話をし、これからの現地実習、就農に対して意欲を感じました。地域としても申請者を応援しており、この申請は問題ないと思ひます。

議 長

それでは、その他、ご意見、ご質疑がございますか。

(委員：意見なし)

議 長

意見がないようですが、意見なしと市長に回答することにしてよろしいでしょうか。

(委員：異議なし)

議 長

異議がないので、1件を意見なしと市長に回答することに決定します。

以上で農地に係る審議事項を終了します。

続いて農地に係る報告事項に入ります。報告第1号から第7号の専決処理について、68件を一括して報告します。事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

報告第1号から第7号までの専決処理について説明します。

報告第1号、農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出、69ページから70ページの9件、及び報告第2号、農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出、71ページから78ページの38件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第2項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第3号、非農地証明申請、79ページの5件は、担当委員と現地調査を行い、広島市農業委員会事務局規程第7条第3項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第4号、農地法第3条の3第1項の規定による農地等の権利取得届出、80ページの9件は、広島市農業委員会事務局規程第7条第5項の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第5号、農地転用届出撤回、81ページの2件、報告第6号、相続税の納税猶予に係る特例農地等の利用状況の確認、82ページの4件は、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。

報告第7号、農地法第5条の規定による許可申請、83ページの1件は、昨年11月総会の議案第5号の農地の公売に伴う買受適格証明申請にて、適格者として証明することを決定し、また入札の結果、申請人が落札候補者となった場合には、農地法第5条の許可申請について、事務局次長が専決処理をするとの承認を得たもので、広島市農業委員会事務局規程第8条の規定により、事務局次長が専決処理をしました。以上で報告第1号から第7号までの説明を終わります。

議 長

事務局から説明のあった報告第1号から第7号について、何か質問がございますか。

（委員：質問なし）

議 長

質問がないので、報告事項を終了します。

続きまして、議事日程5、その他事項に入ります。農業委員会組織による能登半島地震義援金の募集について事務局から説明をお願いします。

事務局（山崎主事）

それでは、配付資料6、9ページをご覧ください。農業委員会系統組織による能登半島地震義援金の募集について説明します。1月1日から断続的に発生した能登半島地震により、農地や農業用施設などにも多大な被害が生じました。このような状況を受けて全国農業会議所から農業者等の今後の経営と生活の回復を図り、一日も早い復興を支援するため、義援金の募集活動に取り組むとの連絡がありました。つきましては、広島市農業委員会としても全国農業会議所に賛同し、一人1口、1,000円の募金を行いたいと思います。農業委員は委員親和会から、農地利用最適化推進委員は報酬から控除し、事務局でとりまとめのうえ、送金しようと思います。以上で説明を終わります。

議 長

このことについて、何かご意見はありませんか。

佐藤委員

今説明がありました、これはまとめてでも良いのですか。11ページにご本人が直接振り込むと書いてありますが、今説明されたやり方で問題ないのですか。

事務局（平木主幹）

10ページの4番で「なお、市町村農業委員会、都道府県農業会議毎にとりまとめの上、送金いただいても結構です。」とありますので大丈夫です。11ページにご本人が直接と記載しているのは、委員が市町村議会議員である場合です。

佐藤委員

兼務されていたらということですね。分かりました。

議 長

その他、ご意見、ご質問等はございますか。

（委員：質問なし）

議 長

意見がないので、そのように決定いたします。引き続き、事務局から報告をお願いします。

事務局（小林主任技師）

配付資料1、1ページをご覧ください。令和6年度中山間地域好循環創出支

援事業、農林水産業ビジネス型についてです。令和5年度までは中山間地域お宝資源掘り起こし事業として実施していたものですが、令和6年度から事業名称を変更し、補助対象団体の要件を緩和して事業を実施するものです。こちらは、中山間地域での農林水産業ビジネスにつながる活動を支援する事業です。募集期間は令和6年2月15日木曜日までと短い期間となっております。3ページに今までの活動事例等が書いてありますので参考にしてください。新しく取組を検討していることがございましたら、区役所の農林課等にご相談いただければと思います。4ページの一番下に申請受付、問合せ先が書いてありますのでよろしくお願ひします。

続きまして、市民農園・体験農園・市民菜園の利用者募集についてです。本日別冊でパンフレットを配付しています。農林水産振興センターが管理する市民農園と体験農園と市民菜園の利用者の募集ということで、2月1日から始まっておりますのでご案内します。小規模・小区画で野菜・花作りを楽しみたいという方がおられたらご案内をしていただければと思います。

次に、本日の配付資料にはありませんが、先進地視察研修についてお知らせします。前回までの総会、または地区協議会でお話させてもらっております先進地視察研修について、福山市芦田町の鳥獣被害対策協議会で検討中ということでしたが、日にちが決まりましたのでお知らせします。3月6日、次回総会の翌日ですが、福山市芦田町の鳥獣被害対策協議会での取り組みについて視察することに決定しました。内容、行程については調整中ですので、決まり次第郵送にて配付し、出席の確認をさせていただきたいと思っています。このことについてご了承くださいませよう、よろしくお願ひいたします。

事務局（山崎主事）

続きまして、5ページの令和6年度農業委員会総会等開催予定についてです。特にお伝えすべきところは、5月は大型連休のため、8日水曜日の開催予定としています。また、8月と令和7年3月の会場は東区役所5階研修室としています。その他の月の会場は東区役所3階第4・5会議室を予定しています。なお、6月と令和7年1月の総会終了後に、東区役所5階講堂で研修会を予定し、研修会終了後は懇親会も予定していますので、研修会及び懇親会の開催時期が近くなりましたら、別途文書等によりご案内します。よろしくお願ひします。

続きまして、6ページの令和6年度の現地調査日程についてです。原則毎月15日が受付締切日の3条、4条、5条の許可及び非農地証明、納税猶予関係に係る現地調査の日程等について定めたものです。地区協議会の区域を基本に、市域を6地区に分割し、各地区半日単位で実施します。各地区の予定については、資料をご確認ください。なお、開始時間、集合場所等については、申請の状況を勘案し、調査日の前日までに調査対象がある地区の委員へ電話で連絡いたします。よろしくお願ひします。

続きまして、7ページの第6回地区協議会開催日程案についてです。下の表のとおり、3月11日から3月25日までの間で各地区予定しております。開

催時間、場所等ご確認いただければと思います。

続きまして、8ページの令和6年2月の現地調査日程についてです。今月の許可案件の受付締切日は2月15日木曜日です。現地調査の開始時間、集合場所等については、許可申請の状況を勘案し、15日の夕方に電話で調整させていただきます。現地調査日程は、16日金曜日の午前は旧市、午後は安芸区、19日月曜日の午前は安佐北区の可部・安佐地区、午後は白木・高陽地区、20日火曜日の午前は安佐南区、午後は佐伯区を予定しています。許可申請の状況により、開始時間の調整をさせていただきますので、よろしく申し上げます。以上で事務局からの説明を終わります。

議 長

ただいま事務局から説明がありましたが、ご意見、ご質問等はございますか。

(委員：意見なし)

議 長

これで令和6年第2回総会を終了します。次回の総会は、令和6年3月5日火曜日、午後1時30分から、東区役所5階講堂で行う予定です。

それでは、己斐会長職務代理者に閉会のあいさつをお願いします。

己斐会長職務代理者

長時間にわたりご苦勞でございました。明日、令和5年度市長と農業者との懇談会がJA広島市本店で開催されます。終了後懇親会があるということで、ご出席される委員の皆さんはぜひともご参加いただきたいと思います。テーマとして「農業で輝く人～持続可能な農業の実現～」ということで、本日出席しておられる武内推進委員が事例発表されます。本日は長時間になりましてご苦勞様でした。ありがとうございました。